

6 福薬業発第 5 0 号

令和 6 年 4 月 2 4 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

常務理事 永嶋 友洋

**医療機関等におけるオンライン資格確認等システムによる
照会の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（協力依頼）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医療機関等の窓口におけるオンライン資格確認等システムによる照会の取扱いについて、今般、疑義解釈が別添のとおり取りまとめられましたのでお知らせいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

＜別添＞

・日薬業発第 40 号_医療機関等におけるオンライン資格確認等システムによる照会の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（協力依頼）

日 薬 業 発 第 40 号
令和 6 年 4 月 23 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

医療機関等の窓口におけるオンライン資格確認等システムによる
照会の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（協力依頼）

標記について、厚生労働省保険局医療課から、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

医療機関等の窓口におけるオンライン資格確認等システムによる照会の取扱いについて、今般、疑義解釈が別添のとおり取りまとめられました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

（別添）

- ・医療機関等の窓口におけるオンライン資格確認等システムによる照会の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（協力依頼）

（令和 6 年 4 月 17 日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課）

別 添

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 17 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

医療機関等の窓口におけるオンライン資格確認等システムによる
照会の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 17 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部) 御中
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

医療機関等の窓口におけるオンライン資格確認等システムによる
照会の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について

医療機関等の窓口におけるオンライン資格確認等システムによる照会について、
今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連
絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

医療機関等の窓口におけるオンライン資格確認等システムによる照会の取扱い

問 令和3年10月のオンライン資格確認等システムの本格運用開始以後、既に保険医療機関等において把握されている被保険者番号等により、オンライン資格確認等システムに照会を行い、その資格が有効であることを確認することも可能になっているが、診察券等で受診等する患者について、オンライン資格確認等システムへ照会し、受給資格の確認を行う場合は、マイナンバーカード又は現行の健康保険証による資格確認を省略する取扱いは可能か。

(答)

○ 受給資格の確認は、受診等の都度、患者本人が提示した情報に基づく資格確認を行う必要があることから、

① 患者がマイナンバーカードを利用して電子資格確認を受ける

② 患者が保険医療機関等に現行の健康保険証を提出する

のいずれかにより行うことが基本である。

○ このため、その月の全ての受診等において保険医療機関等が発行した診察券等の提示のみを求め、オンライン資格確認等システムへの照会をもって受給資格の確認を行ったとする運用は、受診等の際に患者本人が提示した情報に基づく資格確認を行っていない点で十分とは言えず、適切な対応とは言えない。

○ ただし、令和6年12月2日以降、健康・医療情報の確認が可能となるマイナンバーカードによる受診等が基本となることを踏まえ、現在、保険医療機関等においては、マイナンバーカードと診察券等との一体化、マイナンバーカードによる受診等を前提とした動線・事務フローの見直しを進めているところであるが、現時点においてはその途上にあることや、保険医療機関等の現場における実態を勘案すれば、

- ・ レセプト請求の単位である月に一度以上、マイナンバーカードによる電子資格確認又は現行の健康保険証の提示が行われ、

- ・ それ以外の受診等時にあっては、動線等の事情からやむを得ない場合であって、保険医療機関等において管理している被保険者番号等を基にオンライン資格確認等システムに照会して資格が有効であると確認できたときは、改めてマイナンバーカードの利用又は現行の健康保険証の提示を求めない

とする運用は、マイナンバーカードを活用した医療DXが進展するまでの移行期間においては、やむを得ない対応と解される。

なお、こうした移行期間の対応は、あくまで暫定的なものであり、今後、現行の健康保険証が廃止されること、電子処方箋の普及等が見込まれることを踏まえると、できるだけ早期に、現行の健康保険証から健康・医療情報の活用が可能となるマイナンバーカードへの移行が実現できるよう、患者に受診の都度マイナンバーカードを持参いただくよう働きかけることについて御協力いただきたい。